に対する附帯決議介護サービスの基 ため の介護保険法等の 部を改正する法律案

平成23年5月27日衆議院厚生労働委員会|

定情報公表センター インの作成等必要な措置を講ずること。 介護 調査できるよう配慮するとともに、 サ ビス情 報の 置を講ずること。その際、事業者より申し出がある場合に指定調査機関その他の関係者の意見を十分に踏まえつつ、 公表制度 ついては、 指定調査機関・調査員の専門性を活用すること。 適正な調査が実施されるよう、 事業者より申し出がある場合には積極的 都道府県、 ガイドラ

に対する附帯決議・〜抜焼介護サービスの基盤強化 

平成23年6月14日参議院厚生労働委員会

定情報公表センター 1= インの作成等必要な措置を講ずること。 調査できるよう配慮するとともに、 サービス情報の公表制度に ッるとについ、デー・置を講ずること。その際、事業者よりョン!でいまえつつ、指定調査機関その他の関係者の意見を十分に踏まえつつ、指定調査機関その他の関係者の意見を十分に踏まえつつ、非ににいいては、適正な調査が実施されるよう、都は 指定調査機関・調査員の専門性を活用すること。 事業者より申し出がある場合には積極的 都道府県、 ガイドラ